

保育課程論における「保育課程」に対する認識

— 「保育計画」から「保育課程」への転換はいかに捉えられているか —

安部 高太朗¹⁾ 吉田 直哉²⁾

¹⁾ 学校法人敬心学園 日本児童教育専門学校

²⁾ 神戸松蔭女子学院大学

How is the “Curriculum for Childcare and Education (*Hoiku-katei*)” taught at Universities and Junior Colleges?

— Focusing on the Syllabuses of the “Theory of Curriculum for Nursery Schools (*Hoiku-katei-ron*)” —

Abe Kotaro¹⁾ Yoshida Naoya²⁾

¹⁾ Japan Juvenile Education College

²⁾ Kobe Shoin Women’s University

Abstract : In this paper, we will focus on the syllabuses (on the website) of “the theory of curriculum for nursery schools (*hoiku-katei-ron*)” in order to clarify the circumstances of recognition of “the curriculum for childcare and education (*hoiku-katei*).”

In 2008, “the national curriculum for nursery schools (*hoikusho-hoiku-shishinn*)” was revised and a new concept, “the curriculum for childcare and education (*hoiku-katei*),” appeared. At the same time, it was emphasized that this new concept was different from “the childcare and education plan (*hoiku-keikaku*).” The curriculum for training nursery school teachers at universities and junior colleges was also revised and a new subject, “the theory of curriculum for nursery schools (*hoiku-katei-ron*),” was established. In short, “the curriculum for childcare and education (*hoiku-katei*)” took the place of “the childcare and education plan (*hoiku-keikaku*).”

However, it seems that the syllabuses of “the theory of curriculum for nursery schools (*hoiku-katei-ron*)” at universities and junior colleges are not necessarily based on this new concept. Many syllabuses focus on making “the teaching and childcare plan (*shido-keikaku*).” There might be some confusion between “the childcare and education plan (*hoiku-keikaku*)” and “the curriculum for childcare and education (*hoiku-katei*).”

Key Words : the curriculum for childcare and education (*hoiku-katei*), the childcare and education plan (*hoiku-keikaku*)

要旨 : 本稿は、保育士養成課程科目「保育課程論」において、「保育課程」がどのように認識されているのかを明らかにするものである。2008年に保育所保育指針が改定され、保育の全体計画を表す文言は「保育計画」から「保育課程」へと転換した。保育課程とは、保育の実施に関する共有的な理念と、それに基づいた指導計画の総体である。保育課程の登場は保育士養成課程にも影響を及ぼし、新設の教科目として「保育課程論」（講義2単位）が加えられた。

しかし、以上のような「保育計画」から「保育課程」への転換が、保育士養成施設における授業で実際にどれくらい踏まえているのかは定かではない。本稿では、東京都下の全国保育士養成協議会会員校である指定保育士養成施設（大学・短期大学）における「保育課程論」の公開シラバスを対象とした。

キーワード : 保育課程、保育計画

1. はじめに

本稿の目的は、保育士養成課程科目「保育課程論」において、「保育課程」がどのように扱われているかの現状と課題を明らかにすることである。2008年、幼稚園教育要領の改訂に合わせて保育所保育指針が改定され、保育の全体計画を表す文言は「保育計画」から「保育課程」へと転換した。新幼稚園教育要領においては、旧要領から「教育課程」の文言は引き継がれ、「教育課程→指導計画」という階層が明示されていたのとは対照的な変化であったと言える。

改定後の保育所保育指針においては、保育課程の編成および指導計画の作成が義務付けられている。保育課程とは、(1) 保育の実施に関する共有的な理念と、(2) それに基づいた指導計画の総体である。保育課程が、単なる長期・短期の指導計画だけでなく、それを理念によって総合した、上位概念であるということには注意を払っておかなければならない。

保育所保育指針における保育課程の登場は、当然のことながら、保育士養成課程にも影響を及ぼした。2010年の保育士養成課程等検討会の報告「保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)」(以下、「中間まとめ」と表記)では、新設の教科目として「保育課程論」(講義、2単位)が加えられた。この科目は「保育指針において、保育課程の編成が義務づけられたことや、保育課程を中心として、計画・実践・省察・評価・改善というサイクルを進めていくことが保育にとって重要であることを踏まえ」て設置されたものである(保育士養成施設等検討会 2010: 5)。

しかし、以上のような「保育計画」から「保育課程」への転換が、保育士養成施設における授業で実際にどれくらい踏まえているのかに関する先行研究は、管見の限り見当たらない。そこで、本稿では、東京都下の全国保育士養成協議会会員校である指定保育士養成施設(大学・短期大学)における「保育課程論」の公開シラバスを、検討の対象とする(該当する会員校40校、うち、シラバス公開実施校は13校)。そして、各校の「保育課程論」において、「保育課程」について授業でどのように取り扱われているのかを比較・検討する。それによって、保育士養成課程の改正に伴って生じている、保育士養成

のあり方の具体的な課題の所在を明らかにしたい。

まえがきを締めくくるにあたり、本稿の構成を示しておこう。まずは、保育課程そのものがどのような背景によって登場してきたのかに関する背景を概観する(第2節)。次に、実際に上述のシラバスを参照・検討し、その特徴を整理する(第3節)。そのうえで、それらのシラバスへの考察を加えて、現状の保育者養成における「保育課程」に対する認識がいかなるものであるのかを示し、その問題点を指摘する(第4節)。

現状においては、「保育課程論」は、幼稚園教諭教職課程の「教育課程論」と相乗りとされている場合が極めて多い。現在の保育士養成課程が、幼稚園教諭教職課程と併存している現状においては当然の対応である。既に述べたように、「保育課程」と「教育課程」は、前者の方が登場が新しく、両者の含意も異なる。「保育課程」と「教育課程」に関する科目を相乗りさせることの問題点に関しては、より詳細な検討が改めて行われる必要がある。しかしながら、本稿においては、この点には立ち入らない。

2. 「保育計画」から「保育課程」へ—その転換の要点

(1) 「保育課程」とは何か

2008年、保育所保育指針が改定され、それまでの保育の全体計画を表す文言は「保育計画」から「保育課程」へと転換したことは上述のとおりである。改定され、厚生労働大臣告示となった保育所保育指針において「保育所は[……]保育の目標を達成するために、保育の基本となる『保育課程』を編成するとともに、これを具体化した『指導計画』を作成しなければならない」と保育課程の編成および指導計画の作成が義務付けられている(厚生労働省 2008a: 22)。

『保育所保育指針解説書』によれば「保育課程」は「他の計画の上位に位置付け」られるものであって「保育所保育の全体像を描き出したもの」だとされる(厚生労働省 2008b: 126)。これは「生活する場や時間、期間がどのような状況にあっても、乳幼児期に共通する発育・発達を基盤に、家庭や地域等、多様な側面に目を向け、入所しているすべての児童の生活の場をデザインし、保育を展開して

いくということを重要視した」ものだという（厚生労働省 2008b：126）。このように「保育課程」は保育の単なる計画を表すものではなく、保育所保育の総体の像を表すものとして示されるものである。

この「保育計画」から「保育課程」への転換の意義については、前原寛が次のように述べている。

保育課程は、新しい用語ですが、概念自体も全く新しいというわけではありません。従来の保育所保育指針には、「保育計画」という用語で示されていたものが、それに相当します。ですから、表面的には、「保育計画」という用語が「保育課程」という用語に置き換わったといえますが、その意味するところが全く同じということではありません。用語が変わったのには、それだけの理由があります。

（阿部／前原 2009：26）

これに続けて、前原は「用語が変わった」理由を平成10年版の保育所保育指針と平成20年版の保育所保育指針とを比較することで説明している。その要点としては次の箇所に明らかであろう。

従来の保育計画は、意図的ではないでしょうが、通常保育の範囲をカバーするニュアンスが感じられ、特別保育の部分は別枠というとらえ方が一般的だったように思います。実際、現場においては、延長保育などを指導計画として作成し、それが保育計画に反映されていることはあまりなかったように思います。

その点、今回の保育課程は、通常保育と特別保育という制度上の枠はともかく、実践の場においては、通常保育も特別保育も保育所保育として同等であることを前提としています。

同様に、保育期間についても、従来の保育計画は年度当初に入園した子どもが卒園するまでの期間を対象とすることを、暗黙の前提にしていたように思われます。つまり、1年間から6年間までの在籍期間を年単位でとらえる傾向がありました。今回の保育課程では、6年を超えるような長期間の在籍児はもちろん、たとえ1、2か月という短期間の在籍児であっても、

その対象とすることを明確にしています。

（阿部／前原 2009：28）

実際、「『保育課程』は、保育時間の長短、在所期間の長短、途中入所等に関わりなく入所児童すべてを対象とします」と『保育所保育指針解説書』には記されており（厚生労働省 2008b：127）、従来の「保育計画」との違いが強調されているようにも見える。つまり、「保育課程」とは、児童が受ける保育の多様化という現状を踏まえて、児童の受ける保育の形態、時間に関わらず、提供される保育の基本理念と方針を示すものとして登場したということである。前原は、「保育所の入所児の保育は、すべて保育課程の中に位置づけられるようになっている」という点が「今回の改定によって、保育計画が保育課程という名称に変更された大きな理由の一つだと思われる」としている（阿部／前原 2009：28）。「保育課程」を、年単位の長期の指導計画と同一視してしまうと、長期指導計画の流れの中には乗り切れない児童が現れてしまい、その児童にとっての保育経験の連続性、ひいては意義を検討する視点が失われてしまうということを、前原は指摘しているといえるであろう。

（2）「保育課程」転換による影響 — 「保育課程論」の新設

こうした保育所保育指針の改定に伴う変化は保育士養成課程にも影響を及ぼしている。2010年に出された、保育士養成課程等検討会による「中間まとめ」では「養成施設においては、保育士養成課程の改正を踏まえた講義・演習内容等の見直しを行い、特に新設科目については、関係者で協議するなどの工夫が必要である」としており（保育士養成課程等検討会 2010：10）、大学、短期大学、専門学校等の各種保育士養成施設には科目の新設に伴って保育士養成課程の見直しが求められた。

とりわけ、この保育士養成課程の改正において、新設の教科目として「保育課程論」（講義2単位）が「保育の内容・方法に関する科目」に加えられたことには注目すべきであろう。それというのも、この「保育課程論」は「保育指針において、保育課程の編成が義務づけられたことや、保育課程を中心とし

て、計画・実践・省察・評価・改善というサイクルを進めていくことが保育にとって重要であることを踏まえ」て新設したものであり（保育士養成施設等検討会 2010：5）、保育所保育指針で編成が義務付けられた「保育課程」について取り扱うものとなるからである。

なお、この「中間まとめ」には次のようなシラバスの「見本」とも見做せるものが記載されている（保育士養成課程等検討会 2010：30 [別紙 (1)：14]）。

下に示した通り、この「中間まとめ」の〈内容〉は、大きく四つに分かれている。第一に「保育の計画と評価の基本」と題されたもの、第二に「保育所における保育計画」と題されたもの、第三に「保育計画の作成と展開」と題されたもの、第四に「保育所における保育の評価」と題されたもの、の四つである。さらにそれぞれが細かく分かれており、それらの合計数が14となる。これは、通常の半期の授業回数が全15回であることを踏まえると、オリエン

テーション等を加えてちょうどその数になるように〈内容〉が練られているのであろう。

ここで注目したいのは、指導計画の作成に割かれているのは「保育所における保育の計画」および「保育の計画の作成と展開」と題されたセクションのうちの2回程度である、ということである。

やや結論を先取りするかたちになってしまうが、次節に見るように、現状の「保育課程論」と題された授業は指導計画（もう少し具体的に言えば、指導案）の作成に重点が置かれる傾向が強いようである。しかしながら、少なくとも「中間まとめ」のこの〈内容〉を踏まえるならば、指導計画（案）の作成に重点を置いた科目だとは言いきれまい。実際には、「保育の計画の再構成」であったり、あるいは「保育士及び保育所の自己評価」であったり、単に指導計画をつくるだけではなくて、指導計画の上位概念としての保育課程の編成上のポイント及びその再編成のための理論をも学ぶための授業時間もきちん

【保育の内容・方法に関する科目】

<p><科目名> 保育課程論（講義・2単位）</p>
<p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育内容の充実と質の向上に資する保育の計画と評価について理解する。 2. 保育課程の編成と指導計画の作成について具体的に理解する。 3. 計画、実践、省察・評価、改善の過程についてその全体構造を動的にとらえ、理解する。
<p><内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育の計画と評価の基本 <ol style="list-style-type: none"> (1) カリキュラムの基礎理論 (2) 保育所における保育の計画と評価の意義 (3) 保育所以外の児童福祉施設における計画と評価の意義 (4) 計画、実践、省察・評価、改善の過程の循環による保育の質の向上 2. 保育所における保育の計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育所保育指針と幼稚園教育要領 (2) 保育課程と指導計画 (3) 保育課程の編成 (4) 指導計画（長期的・短期的）の作成と作成上の留意事項 3. 保育の計画の作成と展開 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育課程の編成と展開 (2) 指導計画の実際の作成と展開 4. 保育所における保育の評価 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育の省察及び記録 (2) 保育士及び保育所の自己評価 (3) 保育の計画の再編成 (4) 生活と発達の連続性を踏まえた保育所児童保育要録

と確保されるべきものなのである。したがって、「中間まとめ」における「保育課程論」の新設の意図は、指導案が書ければそれでよしとするようなところには、元来なかったのである。

この点を念頭に置きつつ、次節では、実際のシラバスを検討してみよう。

3. 「保育課程論」のシラバスについての検討

本稿ではシラバスを類型化するにあたって二つのタイプに分けた。それぞれのタイプに即して具体的にシラバスの内容を見よう。

(1) 「保育課程＝指導計画」型

一つは、「保育課程＝指導計画」型である。保育課程と指導計画を区別していないタイプである。こちらは総数9個（9校）で、そのシラバスは「指導案」あるいは「日案」といった文言が目立ち、究極的には指導案（主に日案）を作れることを目的に据えているタイプである。つまるところ、「保育課程」の意義が理解されておらず、保育課程と指導計画とが混同され、それゆえに「保育課程論」新設の意図が見失われているものである。具体例としては次のようなものである。

〈例1〉

1. 保育における計画について [1]
2. 保育における計画について [2]
3. 指導案作成のポイント [1]
4. 指導案作成のポイント [2]
5. 遊びを中心とする保育の指導案 [1]
6. 遊びを中心とする保育の指導案 [2]
7. 指導案をもとにした模擬保育
8. 日案の作成ポイント
9. 保育における計画と評価
10. 実習の振り返り
11. 低年齢の子どものための個別の計画と実際
12. 認定子ども園の計画と実際
13. 教育課程・保育課程と指導計画との関係
14. まとめ [1]
15. まとめ [2]

〈例2〉

1. オリエンテーション・保育における計画について [1]
2. 保育における計画について [2]
3. 指導案作成のポイント [1]
4. 指導案作成のポイント [2]
5. 遊びを中心とする保育の指導案 [1]
6. 遊びを中心とする保育の指導案 [2]
7. 指導案をもとにした模擬保育
8. 日案作成のポイント
9. 保育における計画と評価
10. 実習の振り返り
11. 低年齢の子どものための個別の計画と実際
12. 認定子ども園の計画と実際
13. 教育課程・保育課程と指導計画の関係
14. まとめ [1]
15. まとめ [2]

上掲の例においては、指導計画を「指導案」と同一視してさえいる。指導案を作成させ、それに基づく「模擬保育」をさせているのであるから、この「指導案」とは、短期の、それも1日の保育時間のうちの数十分をカバーするものであるということが予想される。このような、「日案」ですらない「指導案」の作成を扱うのに対し、その上位概念である「保育課程」がいかにか編成されるかに関しては何らの言及もない。保育課程論が、単なる指導案作成法のための演習に矮小化されている例と言える。

(2) 「指導計画・保育課程並列」型

もう一つは、「指導計画・保育課程並列」型である。こちらは総数4個（2校）で、「中間まとめ」のシラバス例に即しており、カリキュラム理論の紹介などが主たる内容になっているタイプと言える。指導案作成は単位時間数的に見ても主たる内容として扱われていない。具体例としては次のようなものである。

〈例3〉

1. 保育においてカリキュラムとは何か
2. 保育所保育指針・幼稚園教育要領と保育カリキュラム
3. ナショナルカリキュラムにおける保育内容の

変遷

4. 保育カリキュラムの編成原理
5. 保育カリキュラムの類型
6. 指導計画の作成手順と種類
7. 保育カリキュラムの評価
8. 保育所保育指針と保育課程
9. 保育の基本
10. 養護と教育の一体化について
11. 保育課程の編成の意義
12. 保育課程編成の手順
13. 保育課程から指導計画へ
14. 計画の展開と評価
15. 保育現場における計画の実際

〈例4〉

1. オリエンテーション
2. 保育とカリキュラム
3. 保育課程の基礎
4. 保育所における保育課程の実際
5. 指導計画の基礎
6. 保育の計画の方法と技術
7. 保育所における保育の計画①
8. 保育所における保育の計画②
9. 保育所における保育の計画③
10. 保育の評価の基礎
11. 保育の評価の方法と技術
12. 保育所における保育の評価
13. 多様な保育の計画と評価①
14. 多様な保育の計画と評価②
15. まとめ

上掲の例においては、保育課程を、教育課程に準ずるものとして位置づける傾向が強く、保育課程の独自性や新規性を、十分に押し出すには成功していない。教育課程に対する保育課程の相違、意義づけを再検討する必要性を感じさせる構成となっている。

(3) それぞれのタイプを踏まえた考察

シラバスを分類して分かったのは、次の二つのことである。第一に、分析対象の3分の2に相当するシラバスが日案などの指導計画の作成を盛り込んで

おり（9個）、比較的、多くのコマ数を割いていることが分かった。第二に、「保育課程」についてはどのシラバスでも1コマは確保されているものの、全体的に見て「保育課程」について割いているコマ数は圧倒的に少ない。

こうした事実が示しているのは「保育課程」という言葉が、今なお「保育の計画」や「指導計画」と同義であると解されている、という実情があるということであろう。すなわち、「保育課程」がかつての「保育計画」と同じように解されていることが窺われ、未だに差別化されていないという現状が浮き彫りとなった。つまり、「保育課程」への転換は、授業実践レベルでは、未だその意義が十分に理解され、反映されているとは言い難い状況である。当然のことながら、保育課程のシラバスへの導入のあり方は、養成課程において、「保育課程論」を担当する教員の保育課程に関する理解の水準を反映している。養成課程の教員における理解レベルがこの水準に留まっていれば、養成課程の学生が「保育課程」の意義を理解し、その編成を行いうるに耐えるだけの知識とスキルを獲得することなどは、ほとんど不可能であろう。次節では、浮き彫りとなった問題点をより整理した形で示したい。

4. 現状の「保育課程」に対する認識—長期の指導計画との混同

以上に示したように、各校のシラバスを参照・検討するなかで、改定された保育所保育指針で示された「保育課程」という概念が、長期の「指導計画」と混同されている例が存在することが見えてきた。あるいは「保育課程」がかつての「保育計画」ときちんと差別化されていない現状があることも明らかとなった。このことは「保育課程」が、「日案」などの短期の具体的な保育活動の計画、ひいては「(実習)指導案」へと矮小化して扱われる傾向があることを示している。これを踏まえて見えてきた課題としては次の三点が挙げられる。

第一の課題は、「中間まとめ」で示された「保育課程論」はそもそも「計画・実践・省察・評価・改善」というサイクルを進めていくことが保育にとって重要であることを踏まえ」て新設されたという経緯に関するものである（保育士養成施設等検討会

2010：5)。現状のシラバスは、このサイクルのうちの「計画」立案にのみ重点が置かれており、「評価・改善」するという段階、「評価・改善」が、次なる「計画」にいかに関与を与えるか、にまで踏み込んだものが極めて少ないことである。これは、「保育課程」のもつ、螺旋的なフィードバック構造を理解していない、近視眼的な保育課程に対する理解に起因していると思われる。

第二の課題は、「保育課程」という概念がこれまでの「保育計画」や長期的な「指導計画」と同一視ないし混同されている様子が見えることである。その結果、「保育課程」の授業内容として、指導計画、あるいは「指導案」の立案・作成に大きく時間が割かれるという事態が生じている。この事態は、「保育課程」の意義と目的を、学生が全く認識できないという結果をもたらす。目先の実習（のみ）を視野に入れた、場当たりの、付け焼刃的な「実践的指導」に「保育課程論」が転用・充当されているということである。

第三の課題は、「保育課程」が何であるかが教授されないだけでなく、それがどのような決定プロセスを経て編成されるのかが全く語られていないということである。「保育課程」が、保育所におけるあらゆる「指導計画」の上位に置かれる理念・方針の総体である以上、「保育課程」の編成には、保育所の首脳陣が、保護者、地域住民との意見交換を経て、参与していくことになるであろう。ところが、学生には、その過程は示されない。このことは、「保育課程論」を受講する学生が、将来的に保育所を運営するような職責につく可能性を想定した授業が行われていないということを意味している。繰り返しになるが、本来の「保育課程」は、その保育所の保育理念を含み込んだ全体的な計画であり、子どもの実態や地域の実情の変化に即して編成しなおされるべきものである。保育課程の編成が、どのような保育所を創造していくかという経営論的な視点と結びつかざるを得ない以上、「保育課程論」の授業においても、保育学生の将来における管理職へのキャリアアップを想定しつつ、保育課程を編成するシミュレーションを行う経験・機会を、いわば予備的に与えることが求められるのではあるまいか。

言い方を変えれば、「保育課程を編成する」という

のは、保育者のキャリアパスのうち、後期に求められる専門性である。その段階まで、保育者が継続して就業することを想定しない、「使い捨て」の保育者養成のあり方を我々が望まないのであれば、そのような、キャリアパス後期における専門性をも、養成課程の中に、予備的に組み込んでおく必要がある。それと同時に、実際に、キャリアを重ね、ベテランとして新たな専門性が求められるステージに到達したならば、その時点において、リメディアルが施される必要がある。

「保育課程論」のシラバスの現状からは、初任者、中堅、ベテラン、経営層というように、経験を重ねていく中で保育者のキャリアパスが想定されていないという問題、および、それぞれのキャリア段階において、いかなる専門性を身に付けるべきかという専門性の階層性が構築されておらず、キャリアの成熟の度合いに合わせて、必要とされる専門性を磨いていく研修のプログラムも不在であるという、保育者養成と、保育者のキャリアアップ支援に関して、我が国が抱えている幾多の問題が、透けて見えてくるのである。

5. おわりに

本稿を通じて、少なくとも授業シラバス上は、「保育課程」が現状として、「指導計画」、ないしかつての「保育計画」と混同されている実態があることが示された。これは、年度の途中で入退所する児童が以前に比べて増加し、必ずしも同一の施設に居続けるという状況が一般的なものではなくなっている現状においては、少々憂うべき事態かもしれない。それというのも、2008年改定による「保育課程」導入には、通常保育を前提に計画立案することを見直すという側面があったにもかかわらず（この点は、本稿の2節で言及した、前原寛の研究〔阿部／前原 2009〕を参照されたい）、その意図が保育士養成施設の授業実践にまでは反映されていないということだからである。また、『保育所保育指針解説書』では、保育課程について「施設長の責任の下に編成しますが、全職員が参画し、共通理解と協働体制のもとに創意工夫して編成することが大切です」と記されているように（厚生労働省 2008b：127）、保育課程の編成は管理職にある保育者だけの責任で

なされるようなものでもないにもかかわらず、その点を見過ごしてしまう可能性が高くなっている、ということでもあるからである。

保育士養成施設において「保育課程」の授業を行うにあたって、履修学生の状況（学習についての実際的な状況）を踏まえて授業計画を練ることが必要不可欠であることは言を俟たないが、それと同時に忘れてはならないのは、そもそもこの科目が新設された意図がどのような点にあるかということ、まず科目担当者自身が認識することであろう。科目の新設意図、目的・内容といった、科目開講に当たっての基本的な事項が共有されていないという事態は、養成校教員の専門性の水準を保障できていない現状を示していると言わざるを得ない。「保育の質の向上」のためには、「保育者の質の向上」が求められ、「保育者の質の向上」のためには「保育者養成教員の質の向上」が求められるというのは自明の理である。保育者のキャリアパスにおける、リメディアルな研修のあり方の必要性は本稿においても指摘したし、全国保育士養成協議会等においても検討が深められている。それと同時に、保育者養成校の教員に対するリメディアルな研修と自己研鑽を、個々人の「自助努力」に帰するのではなく、システム化していく必要性をも、本稿は示唆していると言えるのではなからうか。

引用文献

- 阿部和子／前原寛 編 [2009]:『保育課程の研究 ― 子どもの主体の保育実践を求めて』萌文書林。
厚生労働省 [2008a]:『保育所保育指針〈平成20年告示〉』フレーベル館。
厚生労働省 [2008b]:『保育所保育指針解説書』フレーベル館。
保育士養成課程等検討会 [2010]:「保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）」
URL: <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/dl/s0324-6a.pdf> より取得（最終閲覧日：2016/11/28）。
無藤隆・柴崎正行・秋田喜代美 編著 [2008]:『平成20年改訂幼稚園教育要領の基本と解説』フレーベル館。

ウェブサイト

- 一般社団法人 全国保育士養成協議会:「全国保育士養成協議会について」>「会員名簿」
（最終閲覧日：2016/11/28）URL: <http://www.hoyokyo.or.jp/profile/memberlist/index.html#tokyo>

図表等

- 「保育課程論」のシラバス例（保育士養成課程等検討会 2010：30 [別紙（1）：14]）

受付日：2017年1月10日

受理日：2017年2月15日